

卒業の認定に関する方針

本校では、以下のとおり卒業の認定に関する方針を学則及び学則施行細則に規定し、適切に実施しています。

学則

第6章 卒業

(卒業の認定)

第23条 校長は、別表1に定める全単位を取得したと認めた者に卒業証書を授与する。

2 前項の認定に当たって、出席しなければならない日数の3分の1を超えて欠席した者については、原則として卒業することはできない。ただし、欠席日数の算定に当たっては忌引きによる日数及び学校保健法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づいて出席停止を命じた日数を除くものとする。

3 前項の認定に関する必要な事項は、校長が別に定める。

(専門士の称号)

第24条 校長は、前条の規定により別表1に定める全単位を取得したと認めた者に、専門士の称号を授与する。

(卒業の延期)

第25条 校長は、第21条の規定により卒業できなかった学生の在学期間を、3年を限度として延長することができる。

進級・卒業に関する細則

(学則第7条、第20条、第23条)

(目的)

第1条 学生の、進級・卒業の認定は次に定める規程によっておこなう。

(進級認定基準)

第2条 原則として当該学年で履修すべき科目すべての単位を修得していること。

2 当該学年の欠課時間が、出席すべき時間の3分の1を超えないもの。

3 単位未修得が学科目である場合、その学科目の進度や履修時間数等により進級できる場合がある。

4 その他、単位認定会議の審議を経て校長が決定する。

(再履修)

第3条 単位未修得の学生が再履修を受ける年次は、原則として翌年とする。

- 2 再履修すべき学科目が当該学年での履修科目と重なった場合、再履修科目の受講を優先しなければならない。
- 3 再履修ができるのは1科目につき1回までとする。

(留年)

第4条 留年ができるのは、1年次・2年次・3年次、各学年で1年のみとする。

(卒業認定基準)

第3条 本校教育課程のすべての単位を修得していること。

- 2 各科目の欠課時間が、出席すべき時間の3分の1を超えないもの。
- 3 その他、卒業認定会議の審議を経て校長が決定する。